

質 疑 回 答 書

1 件 名 越谷市立総合体育館外3館電力購入（単価契約）

2 場 所 越谷市立総合体育館 越谷市増林二丁目33番地外3か所

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

| 質 疑 事 項 | 回 答 内 容 |
|--|--|
| Q 1 : 全施設について 契約期間中に建替えや増築、引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定はありますか。 | A 1 : 契約期間中に電力の契約に影響するような工事の予定はありません。 |
| Q 2 : 総合体育館について 供給期間中に契約電力の変更予定はありますか。 | A 2 : 契約電力の変更予定はありません。 |
| Q 3 : 総合体育館について 契約電力が500kW以上の拠点では、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込みが一般送配電事業者に却下される可能性があります。その場合は、超過した契約電力での契約となりますが、ご了承いただけますでしょうか。 | A 3 : 了承いたします。 |
| Q 4 : 総合体育館について 2020年6月～2021年5月の1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 | A 4 : 2020年6月 468kw・7月 569kw 8月 631kw・9月 610kw 10月 439kw・11月 269kw 12月 389kw 2021年1月 379kw・2月 365kw 3月 254kw・4月 329kw 5月 535kw |

Q5：契約期間中に、受電設備（トランス・変圧器容量等）の増加工事を予定している施設はありますか。

該当する施設がある場合、今回弊社が落札し、仮に次回他社が供給することになった際は、増加工事後に契約電力が増加し、1年を満たさないで弊社との需給契約が廃止される時（または契約電力等を1年に満たさないで減少される時）は、増加された日に遡って、臨時電力の料金が適用されますので精算させていただきます。

Q6：現時点において受電設備（トランス・変圧器容量等）の増加工事が予定されていなくても、予定の変更等で、上記の事例となった場合は、増加された日に遡って、臨時電力の料金が適用されますので精算させていただきます。

Q7：電気料金ご請求の際、専用印を使用させていただいており、請求書は、当該の専用印が印字されたものとなります。その場合、落札後に、使用印鑑届の提出お手続きが必要でしょうか。

Q8：検針の結果は Web、電気料金の内訳書によりお知らせすることになりますますがよろしいでしょうか。

Q9：現在の計量日を提示していただけますでしょうか。

Q10：一般送配電事業者の制度変更により 毎月の計量日は一般送配電事業者が定める、当該施設が位置する地域の計量日となりますがよろしいでしょうか。その場合、年間の請求が13回になることがありますかよろしいでしょうか。

A5：増加工事の予定はありません。

A6：了承いたします。

A7：令和3年度から請求書の押印を廃止いたしました。このため、請求書の印影が専用印であっても問題ありませんので、使用印鑑届の提出は不要です。

A8：了承いたします。

A9：総合体育館：毎月 1日
北体育館：毎月 9日
南体育館：毎月18日
西体育館：毎月 2日

A10：了承いたします。

Q 1 1 : 質問書の回答内容を確認するために担当者宛てに電話することは可能でしょうか。

Q 1 2 : 契約協議は電話、メール等での対応でよろしいでしょうか。

Q 1 3 : 提出するのは、入札書兼誓約書と単価表の2つだけで見積金額内訳書は提出しなくてよろしいのでしょうか。

Q 1 4 : 内封筒、外封筒共に封印は必要でしょうか。

Q 1 5 : 契約電力が500KW以上(協議制)の施設において、契約開始日とあわせて契約電力の変更はございますでしょうか。

Q 1 6 : 単価書に押印は不要でしょうか。

Q 1 7 : 内訳書および単価書は入札時の添付書類でしょうか。

Q 1 8 : 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。

Q 1 9 : 各施設ごとの現在の計量日を教えてください。

Q 2 0 : 毎月の計量日は一般送配電事業者が定めるため、年間の請求が13回となる

A 1 1 : 確認が必要な場合は、越谷市役所契約課までご連絡ください。なお、質疑回答後の再質疑はできません。

A 1 2 : 軽微なものについては、メール等の協議も可能です。ただし、重要な事項の場合には、来庁していただくこともあります。

A 1 3 : 入札時にご提出いただくのは「入札書(兼誓約書)」及び「単価書」で、内訳書の提出は入札時も落札時も不要です。見積金額内訳書は添付書類ではありません。

A 1 4 : 封印は不要です。

A 1 5 : 契約電力の変更はありません。

A 1 6 : 単価書にも押印をお願いします。

A 1 7 : A 1 3のとおりです。

A 1 8 : A 1のとおりです。

A 1 9 : A 9のとおりです。

A 2 0 : 了承いたします。

ことがあります。また料金の算定期間も計量日から計量日の前日となりますが、その旨ご了承くださいませ。

Q 2 1 : 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。

A 2 1 : 原則、協議には応じません。ただし、天災等不測の事態に基づくやむを得ない場合により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、見直しの協議に応じます。

Q 2 2 : 供給開始時に契約電力の変更を行なう施設がある場合、現在の契約電力を教えてください。

A 2 2 : 契約電力の変更を行う施設はありません。

※協議制の施設においての変更、協議制⇒実量制への変更、実量制⇒協議制への変更
また、契約電力を減少する場合は、直近1年間の最大需要電力が変更後の契約電力を上回っていると変更できかねてしまいますが宜しいでしょうか。

減少変更する場合、直近1年間の実績をいただけますでしょうか。

Q 2 3 : 請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。

A 2 3 : 原則、請求書は郵送のみの対応といたします。ただし、請求方法が、WEB請求書のみである場合に限り、対応いたします。なお、WEB請求書の記載内容については、協議が必要となります。

Q 2 4 : 検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。その旨ご了承くださいませ。

A 2 4 : 了承いたします。

Q 2 5 : (権利譲渡等の禁止) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。

A 2 5 : 「電力供給約款(長期継続契約)」第2条について質疑をいただいておりますが、「電力供給約款(長期継続契約)」は、変更・追記ができません。

『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではな

ただし、「電力供給約款(長期継続契約)」第2条に記載のとおり、債権譲渡等の承諾を、書面により発注者へ求めることはできません。

い。

Q 2 6 : 契約書の提出および契約締結期限はございますか。期限について協議可能でしょうか。

A 2 6 : 契約書の提出及び契約締結期限は、越谷市契約規則第 20 条に基づき、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内(越谷市の休日を定める条例(平成 4 年条例第 14 号)に規定する市の休日を除く。)でお願いします。なお、本市契約規則については、「Reiki-Base インターネット版 越谷市例規集」(https://www1.greiki.net/koshigaya/reiki_menu.html)から検索いただけます。また、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、期限についての協議に応じます。

Q 2 7 : 入札書を作成する際、電子印鑑の使用は可能でしょうか。

A 2 7 : 入札書に電子印鑑を使用することは不可とします。お手数料をお掛けしますが、実物の印鑑の押印をお願いいたします。

Q 2 8 : 電子契約書の対応は可能でしょうか。

A 2 8 : 現在、電子契約書には対応しておりません。

Q 2 9 : 弊社は 1 施設に対して一枚の請求書の作成となっており、分割請求には対応出来かねます。またお支払いに関しましても以下の例 1 のようなご要望の場合はお客様から入金の内訳を事前にお知らせして頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。

A 2 9 : 了承いたします。

(例 1) 庁舎 〇,〇〇〇円 自販機
〇,〇〇〇円に分けて別々で入金します

Q 3 0 : 弊社は検針結果を紙ベースの請求書内訳をもって検針票に代えさせて頂きませす。(尚 Web にて 30 分毎の平均使用電力をエクセルで確認することができます) 宜しいでしょうか。

A 3 0 : 了承いたします。

Q 3 1 : 地域の一般電気事業者が値上げを

A 3 1 : A 2 1 のとおりです。

した場合、弊社も値引き%は変えずにスライドで値上げをさせていただくこととなりますが、その際契約単価見直しを対応していただくことは可能でしょうか。

Q 3 2 : 工事負担金に関しまして、お客様の都合で新設備設置・工事が着工する際に発生しました工事金などは弊社負担することができませんがご対応いただけますでしょうか。

A 3 2 : 了承いたします。